別表三　記載要領

1　この表は、普通法人（法人税法第２条第９号に規定する普通法人をいう。以下別表三付表三までにおいて同じ。）が中間申告（法第16条第１項の規定による申告書の提出をいう。）をする場合に記載すること。

2　「月数換算」の欄の分母の空欄には、前課税事業年度の月数を記載すること。

3　「修正・更正・決定の年月日」の欄は、当該課税事業年度開始の日以後６月を経過した日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条の規定による決定をいう。）の通知のあった日を記載すること。

4　「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　この申告が連結親法人（普通法人に限る。以下別表三付表三までにおいて同じ。）以外の普通法人によるものである場合において、当該普通法人の前課税事業年度の基準法人税額に単体税額加算規定（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の４第11項（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第42条の５第５項、第42条の６第12項、第42条の９第４項、第42条の10第５項、第42条の11第５項、第42条の12の３第５項、第62条第１項、第62条の３第１項若しくは第８項若しくは第63条第１項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第55条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第５項の規定又は令附則第２条第２項第１号から第３号までに掲げる規定をいう。別表三付表一において同じ。）により加算された金額があるとき　当該加算された金額の4.4％相当額

⑵　この申告が連結親法人によるものである場合において、当該連結親法人の前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第68条の67第１項、第68条の68第１項若しくは第８項若しくは第68条の69第１項の規定又は令附則第２条第１項第１号に掲げる規定により加算された金額があるとき　当該加算された金額の4.4％相当額

5　「差引地方法人税額」の欄は、前課税事業年度が法第16条第１項第１号イに規定する最終の連結事業年度に該当する場合には、当該前課税事業年度のその普通法人に係る調整後連結地方法人税個別帰属支払額（同号イに規定する地方法人税額に係るものをいう。）を記載すること。

6　「納付すべき地方法人税額」の欄は、連結親法人が法第16条第１項（第１号ロに係る部分に限る。）若しくは第２項から第７項までの規定の適用を受ける場合又は連結親法人以外の普通法人が同条第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける場合には、別表三付表一「17」の金額を移記すること。